

# 大 衡 村 奨 学 資 金 奨 学 生 募 集 要 項

## 1 目 的

能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって修学困難な方に対して奨学資金を貸与し、有能なる公民の養成と教育の理念達成に資することを目的とする。

## 2 資 格

- ① 本村に2年以上住所を有している者の子であって、高等学校、高等専門学校、専修学校及び大学（短大を含む）及び大学院に入学する方及び在学中の方。
- ② 生計を一にする者の事情により奨学資金の貸与がなければ入学及び在学が困難となる方。
- ③ その他の奨学資金を受けない方。

## 3 申請書類

- ① 大衡村奨学資金貸与願書
- ② 在学証明書
- ③ 大衡村奨学資金貸与推薦書（在学中の学校から発行されたもの）
- ④ 生計を一にする世帯で、収入のある方全員の源泉徴収票の写し又は所得税の確定申告書の写し【令和6年分】
- ⑤ 奨学資金貸与申請に関する調査同意書
- ⑥ 印鑑登録証明書（保証人及び連帯保証人）

## 4 申し込み期限

令和7年8月29日(金)まで

## 5 奨学資金の額

|           |    |           |
|-----------|----|-----------|
| ・高等学校     | 月額 | 20,000円以内 |
| ・高等専門学校   | 月額 | 20,000円以内 |
| ・専修学校     | 月額 | 20,000円以内 |
| ・大学（短大含む） | 月額 | 30,000円以内 |
| ・大学院      | 月額 | 40,000円以内 |

## 6 貸与の決定

奨学資金貸与選考委員会に諮り、選考の上貸与者を決定する。

## 7 貸与期間

正規の修業期間とする。

## 8 返還方法

奨学資金は無利子とし、学校卒業の月の一年後から10年以内にその金額を月賦、半年賦又は年賦のいずれかの方法により返還する。

※ 奨学資金は予算の範囲内で貸付しますので、申請しても必ずしも貸与該当とならない場合がありますので、予めご了承ください。